

---

○副議長（永森直人）休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤則寿議員。

〔1番佐藤則寿議員登壇〕

○1番（佐藤則寿）公明党の佐藤則寿でございます。

さて、質問に先立ち一言申し上げます。

さきの衆議院総選挙におきましては、私ども公明党は国家主義的な潮流にくみするのではなく、人間主義、平和主義を基調とする中道改革の旗を掲げ支援を訴えましたが、残念ながら獲得議席数においては大変厳しい結果となり、真摯に受け止めなければなりません。

一方で、世界情勢が緊迫する度を増し、分断と対立が深まる中において、日本政治の中に確かな中道勢力の存在を示すことができた意義は、決して小さくないものと受け止めております。

政治の使命は生活者の幸せの実現であり、まさにウェルビーイングの向上であります。県民生活を取り巻く課題は山積しておりますが、私は今後も大衆と共にとの立党精神を胸に、一人一人の声に応えるため全力で走り抜いてまいることを誓い、質問に入らせていただきます。

初めに、平和行政の推進について伺います。

公明党は結党以来、生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義の平和の党として、核兵器は絶対悪であり、核兵器のない世界の実現を訴えてきました。

非核三原則という言葉が、国会の議事録に初めて掲載されたのは、1967年12月、公明党による衆院本会議での代表質問であり、当時の総理であった佐藤栄作氏が表明し、1971年、沖縄返還協定を審議し

た国会で強行採決を目指す自民党との厳しい交渉の末の決議で、持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則が確立されました。これは、広島、長崎の被爆の歴史を持つ唯一の戦争被爆国としての決意であり、今日まで国是として堅持されてきたものであります。

非核三原則は、戦後80年以上にわたり、日本が平和国家として国際社会の信頼を築いてきた礎であります。安全保障環境が厳しさを増す中で、抑止力の議論がありますが、被爆国である日本の歴史的責務と切り離してはなりません。日本には歴史的使命と道義的責任があり、地方自治体としても平和の理念を次世代へ継承していく役割は重要です。

そこで、核兵器禁止条約が発効から5年を迎える中、非核三原則が持つ現実的意義をどのように認識されているのか。また、本県が平和の理念を発信し、次世代へ継承していくために、どのように平和行政を推進していかれるのか、新田県知事に伺います。

次に、一人一人が豊かさを実感できる県づくりについて伺います。

日本の1人当たりGDPは、2024年、経済協力開発機構加盟38か国中24位と低迷しております。世界4位の経済大国でありながら、1人当たりの豊かさの実感は伸び悩み、物価高や円安の影響で生活の厳しさが増しております。

少子高齢化と人口減少が進む中、これまでの量の拡大を前提とした成長モデルは限界にきており、今こそ量から質へ、1人当たりの付加価値を高める経済構造への転換が必要と考えます。

本県は、ものづくり技術や医薬品産業など世界に誇る強みを有しており、付加価値創出型産業への戦略的投資、人材育成、デジタル化の推進などにより、県民1人当たりの豊かさをもつ先進モデル

を示すべきと考えます。

そこで、人口減少社会を前提とした1人当たりの付加価値を高める経済産業政策をどのように展開していくのか、新田知事の御所見を伺います。

選択的週休3日制について伺います。

働く人のライフスタイルが多様化する中、本人の希望に応じて週休3日を選択できる選択的週休3日制が、自治体や企業で広がりつつあります。

千葉県では、一昨年6月から制度を導入し、週の総労働時間数と給与を維持して、4日間に勤務時間を振り分ける仕組みを整え、既に200人を超える職員が活用し、モチベーションが向上したとの声も寄せられていると聞きます。子育てや介護、自己研さんなど、多様な事情を抱える職員が意欲を持って働き続けられる環境整備は急務であると考えます。

そこで、まず人材確保が大きな課題となる中、我が県庁においても選択的週休3日制の導入を検討してはどうかと考えますが、田中経営管理部長の所見を伺います。

また、国の骨太方針にも、選択的週休3日制の普及が明記されており、専門家も離職防止や人材確保に効果が期待できると指摘しています。

そこで、民間企業に対しても、制度導入のメリットや先進事例の周知、就業規則の見直しへの助言などの支援を行い、普及を図るべきと考えますが、山室商工労働部長の御所見を伺います。

3つ目になります、防災・減災対策について4点伺います。

間もなく東日本大震災から15年目の節目を迎えます。災害関連死

や災害により重度の障害を受けた方の認定は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援につながるものであり、被災者や御遺族にとって極めて切実な問題であります。しかし、死亡や障害が災害によるものかどうかの判断は難しいケースも多く、そのため、医師や弁護士などの有識者で構成する審査会の設置が重要です。

現行では、市町村の努力義務にとどまっておりますが、災害関連死や災害により重度の障害を受けた方の認定について、県内の全市町村における審査会設置条例の制定が必要と考えますが、現状の課題と併せて、有賀厚生部長の所見を伺います。

災害時に住民を受け入れる小中学校などの避難所では、非常用電源の確保が重要です。

国は、太陽光パネルや蓄電池などを組み合わせた再生可能エネルギー設備の導入を推進しており、昨年6月には第1次国土強靱化実施中期計画にも明記されました。千葉市では、2019年の台風15号の大規模停電を契機に、環境省の補助事業や民間企業との連携を活用した取組を進めております。

そこで、県内の避難所の非常用電源の確保のため、再生可能エネルギーの導入を進め、災害へのレジリエンス向上と脱炭素化を同時に推進するべきと考えますが、中林危機管理局長に所見を伺います。

大規模地震や豪雨などで道路や橋が寸断される場合、海上交通は最後の生命線となります。

愛知県では、旅客船協会と協定を結び、災害時に被災者や物資の輸送、船舶の一時避難所としての活用が可能となる体制を整備しております。本県では、総合防災訓練で物資の海上輸送訓練に取り組んでいますが、さらに関連事業者との協定締結や、港湾、マリーナ

を災害時拠点として活用する体制を構築すべきと考えます。

本県として、海上輸送を活用した災害支援体制を強化すべきと考えますが、今後どのように取り組んでいかれるのか、新田知事の所見をお聞かせください。

昨年の大船渡市における大規模な山林火災から1年が経過しました。

国は、新たな警報・注意報制度を導入しましたが、住民の命を守る実効性の確保が重要であります。本県においても、乾燥や強風の増加により、林野火災のリスクが高まる中、防災行政無線やアプリ、SNS等を活用した多様な情報伝達の充実、さらには市町村と連携した実効性ある避難訓練や広域応援体制の整備など、平時からの備えが不可欠であります。

そこで、1月から運用開始となった林野火災の注意報、警報について周知強化や、避難対策の充実など、実効性を高めるべきと考えますが、具体的な取組方針を中林危機管理局長に伺います。

次に、持続可能な地域社会づくりについて6点伺います。

全国で、休廃業、解散した企業は、2024年に約6万9,000件に上り、そのうち黒字企業は過半数を占めております。利益が出ていても廃業に至る黒字廃業は、雇用や技術、税収など地域の損失が大きいことに加え、技術や人材の継承にも大きな影響を及ぼします。

そこで、第三者承継や事業譲渡、小規模M&Aなど存続の選択肢を拡充し、商工団体等の支援機関と連携し、成功事例の普及や企業価値の見える化を進めることが必要と考えます。

技術や人材の継承にも大きな影響を及ぼす黒字廃業の防止に向け、県として事業承継等への支援にどのように取り組んでいかれるのか、

山室商工労働部長に伺います。

近年、成人後に発達障害と診断される方が増えております。

全国の発達障害者支援センターには、19歳以上の相談が年間3万人を超え、18歳以下を上回る状況にあるとの報道があります。

就労支援においても、ハローワークでの専門相談や精神・発達障害者しごとサポーターの養成が進められておりますが、職場での理解不足や孤立感に悩む当事者は多く、さらなる充実が求められています。

発達障害者の職場定着に向け、企業への理解促進と就労環境整備など、より一層の強化が必要と考えますが、山室商工労働部長に所見を伺います。

高齢者や障害のある方、生活困窮者などが、家賃滞納等への懸念を理由に、民間賃貸住宅への入居を断られるケースが多くあります。

昨年10月施行の改正住宅セーフティネット法により創設された居住サポート住宅の提供役として、居住支援法人の役割は一層重要になりました。住まいの確保と見守り支援を一体で行う取組は大いに期待されますが、一方で、支援に見合う安定的な財源確保が課題です。

そこで、住宅確保要配慮者の居住の確保について、本県における居住支援法人の取組状況と課題をどう認識しているのか、また、市町村との連携強化や財政支援など、県として今後どのように取り組んでいくのか、金谷土木部長の所見を伺います。

いよいよ学校給食の抜本的な負担軽減、いわゆる給食無償化が全国一律で明年度よりスタートいたします。そうした中で、近年、燃料費や人件費の上昇等の影響で、修学旅行などの宿泊行事の保護者

負担が増加しています。

東京都葛飾区では、2025年から区立小中学校の修学旅行費を無償化し、家計負担を軽減するとともに、予算確保による旅行の質の向上や費用の徴収が不要になることでの教職員の業務負担軽減にも効果を上げており、他の自治体にも導入するところもあると聞いております。

本県においても、子育て世帯の経済的負担の軽減だけでなく、内容の充実や学校の働き方改革にも資する修学旅行費の無償化に向け、市町村への支援を検討してはどうかと考えますが、広島教育長に伺います。

さて、3月20日は動物愛護デーであります。

私も、30年以上前から犬や猫の譲渡で県の動物管理センターを訪ねたり、猫の保護活動を行う方々や災害時の同行避難に対する不安の声なども伺っております。

そこで、動物愛護センター（仮称）の整備に当たっては、教育機関との連携による体験学習や動物介在活動の場としての活用、ペットの災害対応、ドッグランや駐車場などの利便性確保を含め、県民が幅広く利用できる施設とすることが重要です。また、県獣医師会や関係団体との協働を推進し、人獣共通感染症の予防情報発信や健康づくりも行える体制を備えることが望まれます。

新たなセンターの整備には、人と動物の共生社会の拠点として、教育、災害、地域活動等の面にも資する施設にすべきと考えますが、有賀厚生部長の所見を伺います。

最後の質問ですが、長野県伊那市では、オンライン診療機器を備えた専用車両が患者宅に出向き、看護師の同乗の下、医師が遠隔で

内科診療や、さらに妊産婦健診に対応するモバイルクリニック事業を実施しており、通院困難な方や遠方の妊産婦の負担軽減に効果を上げている例があります。災害時のみならず、平時でも医療アクセスの拠点として活用できる取組であります。

さらに、私は、条件を整えた郵便局や公共施設でのオンライン診療も可能とすれば、利便性と地域医療の安全性を同時に高めることができると思います。

そこで、他の自治体事例も参考に、災害時も含めた医療アクセスの向上のため、モバイルクリニックや地域拠点のオンライン診療を推進すべきと考えますが、有賀厚生部長の所見を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（永森直人）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）佐藤則寿議員の御質問にお答えします。

まず、平和行政に関する御質問にお答えします。

核兵器の開発や使用などを全面的に禁じた核兵器禁止条約については、今年1月で発効から5年を迎えましたが、世界で核兵器の脅威が高まるなど、国際情勢は発効時より厳しさを増していると捉えております。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬの非核三原則は、昭和42年に当時の佐藤栄作首相が国会で表明され、この原則を国是として国会決議を積み重ね、歴代内閣もこれを堅持してきたものであり、大変重いものと考えます。また、現実的な意義としては、世界で唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を訴える立場にある日本

の平和国家としての歩みの根幹であると認識しています。

富山県ではこれまで、戦争体験者による県内小中学校などでの語り部講話や中学校の修学旅行での広島訪問など、平和教育を推進してきたところです。戦後80年を迎えた昨年7月には、県被爆者協議会主催の広島慰霊の旅に県内高校生5名が初めて参加しており、その報告会では、原爆資料館の遺品を見て日常が一瞬で奪われたことを知った、相手国への憎しみという葛藤をどう乗り越えたのかを学ばなければならないなど、平和の実現を願う若い方々の声を直接お聞きし、私自身も核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた思いを強くしたところでございます。

今後とも、非核平和富山県宣言にあるように、世界の平和と繁栄のために具体的な行動を積み重ねていくとともに、平和教育をより一層推進し、平和の理念を次世代へ着実に継承してまいりたいと考えております。

次に、経済産業政策についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、本県は少子高齢化、人口減少という構造的課題に直面しており、従来の量の拡大を前提とした成長モデルは転換期を迎えています。労働供給制約が強まる中、持続的な成長を実現するには、量から質へと転換し、1人当たりの付加価値を高める経済構造へとかじを切ることが不可欠です。

このため、新たな富山県総合計画では、未来に向けた人づくりと新しい社会経済システムの構築を政策の柱に掲げ、人と経済の両輪で推し進めることとしています。

具体的には、DX・GXの推進や人的投資の強化により、生産性向上を図っていきます。さらに、本県が世界に誇るものづくりや医

薬品産業の強みを生かし、バイオ医薬品製造の強化、産学官連携によるサーキュラーエコノミーの推進を図って参ります。加えて、スタートアップの育成や戦略的な企業誘致、人材育成を通じ、付加価値額を強力に押し上げていく考えです。

現在、国においても、AI、半導体やバイオなど、17の戦略分野への大規模投資、産業クラスター形成による地域経済拡大の議論が進められています。これらの動きは、まさに本県の目指す方向と軌を一にするものと捉えています。この国の動きを追い風とし、長年培ってきた強みを一層磨き上げて参ります。

議員御指摘のとおり、富山県が先進モデルとなる高付加価値産業をつくり出し、持続的成長に向けて着実に取り組んでまいります。

私からは最後になりますが、海上輸送を活用した災害支援体制についての御質問にお答えします。

令和6年能登半島地震では、道路や橋梁が寸断され、陸上輸送が機能不全に陥ったことから、自衛隊による救援物資、重機等の海上輸送が行われており、大規模災害時には陸上輸送に過度に依存しない多様な輸送手段の確保が重要であると認識しています。

このため、本年度の県総合防災訓練においても、伏木海上保安部、海上自衛隊、北陸地方整備局、富山県警察などと連携し、洋上への物量投下、回収や大型船から小型船への積替えなど、緊急支援物資の海上輸送訓練や航空輸送訓練を実施しています。

引き続き、輸送艦や掃海艇など多くの部隊の参加を得て、実践的な訓練、検証を重ね、災害発生時には円滑な連携の下、早急な物資提供がなされるよう、災害支援体制の強化に努めてまいります。

一方、能登半島地震の災害対応検証を踏まえ、官民連携を大きな

改善の柱としておりまして、議員御提案の旅客船協会と災害時応援協定の締結をすることについて、旅客船を被災者の輸送や災害対応に必要な要員、資機材の運搬のみならず、被災者の一時的な収容場所の確保など、被災者支援に資するものと考えます。

富山県には、耐震強化岸壁が整備されている国際拠点港湾伏木富山港を有する強みがあるものの、定期就航する旅客船航路が開設されていないことから、災害時に運用するには、検討すべき課題もあると考えております。

まずは、東海北陸旅客船協会と災害時応援協定を締結した愛知県を先行の事例とし、中部圏知事会議などの場を通じて、旅客船を活用した被災者支援の在り方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（永森直人）田中経営管理部長。

〔田中雅敏経営管理部長登壇〕

○経営管理部長（田中雅敏）私からは、県庁における選択的週休3日制についての質問にお答えいたします。

近年、働き方改革の推進や人材の確保・定着の観点から、各自治体においても柔軟で多様な勤務制度の導入が進められているところでございます。選択的週休3日制に関しましては、御紹介ありましたとおり、千葉県などでフレックスタイム制度などを活用し、総労働時間を維持した上で週休3日を可能とする取組が行われているものと承知しております。

本県におきましては、これまでもテレワーク制度や時差出勤制度の運用のほか、試験研究機関を対象としたフレックスタイム制度の試行など、性別や年齢にかかわらず、ライフステージに応じた柔軟

で多様な働き方が可能な環境整備を進めてまいりました。

とりわけ、子育て支援制度におきましては、法定の育児部分休業に加えまして、県独自の子育て支援部分休暇を設けて、対象年齢を拡充するなど制度の見直し、拡充を図っておりまして、全国的に見ても充実しているものと認識しております。

選択的週休3日制の導入に当たりましては、職員の意欲向上や人材確保につながるといったメリットが期待される一方で、導入した他県の事例では、職員のサービス管理や業務執行体制の確保に課題があるという声も聞いているところでございます。

今後、他県の事例や職員の声を把握するとともに、職員が働きやすく、やりがいを持って働ける職場環境づくりに向けて、不断の見直しをしていきたいと考えております。

○副議長（永森直人）山室商工労働部長。

〔山室芳剛商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（山室芳剛）私から、3問いただいたうち、まず選択的週休3日制の普及についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、国の骨太の方針にも明記されました本制度は、企業にとって多様な人材の確保や離職防止、従業員満足度の向上に資するものでございます。また、働く側にとっても、育児や介護などの事情に応じたワーク・ライフ・バランスの実現を可能といたします。労使双方にメリットをもたらす多様で柔軟な働き方を推進する上で、極めて有効な方法であると認識しております。

このため、県では今年度、制度を先行導入した県内企業の好事例を県の働き方改革・女性活躍応援サイトで広く横展開するとともに、女性の活躍促進官民連携会議の企業間交流会におきまして、導入企

業からそのメリットを直接御紹介いただくなど、先進事例の周知に努めてまいりました。

また、就業規則の見直しに対する助言につきましては、国の働き方改革推進支援センター富山と連携いたしまして、社会保険労務士などの専門家によるきめ細やかな相談対応を行っております。

加えて、県ではコンサルタントを活用した就業規則の見直しや業務環境改善などに必要な経費の助成、経済団体などが行う働き方改革セミナーへの講師派遣、好事例の横展開など、多角的な支援を展開しているところでございます。

今後とも、一人一人の実情に応じた選択肢がさらに広がるよう、本制度をはじめとする柔軟な働き方、休み方の普及を積極的に進め、県内企業における多様で働きやすい職場環境づくりをしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

次に、黒字廃業防止についての御質問にお答えいたします。

民間調査によりますと、2025年の県内の休廃業、解散企業数は459件で、2000年の調査開始以来2番目に多い件数となりました。このうち、黒字企業の割合は50%、代表者の年齢別では70代以上が78%でございました。経営者の高齢化を背景に、後継者不在などにより、事業継続を断念する事例が増加しているものと考えております。

議員御指摘のとおり、黒字企業の休廃業、解散は、地域の貴重な技術、サービス、雇用の喪失、税収減を招く大きな痛手でございます。県といたしましても、現状を重く受け止め、事業承継の円滑化に向けた支援は喫緊の課題と認識しております。

これまで、県では県制度融資による資金繰り支援、御提案のあつ

た企業価値の見える化などを支援する補助金、啓発セミナーなどを実施してまいりました。加えて、今年度実施の県内中小企業5,000社の経営者を対象とした調査を基に、支援を希望する企業に対して県事業承継・引継ぎ支援センターを通じまして、きめ細やかな個別支援を展開してまいります。

さらに新年度には、中小企業成長応援ファンドを活用して、新たに事業承継に向けた企業価値向上を促す助成制度を開始する予定でございます。この制度では、商工団体、金融機関などが計画策定を伴走支援する仕組みを盛り込んでおりまして、支援機関との連携を一層深めることにしております。

今後とも、地域の宝である技術や人材を次世代へ確実に継承すべく、関係機関と緊密に連携し、成功事例の普及を図りながら、円滑な事業承継の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、発達障害者の職場定着に関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、発達障害のある方が職場で孤立することなく、安心して働き続けるためには、職場の理解促進と個々の特性に応じた就労環境の整備が極めて重要でございます。

県ではこれまでも、富山労働局と連携し、県内企業の労務担当者などに向けた精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を実施するなど、職場での理解促進に努めてまいりました。

また、県独自の取組として、人材活躍推進センターにヤングジョブとやま新卒特別支援デスクを設置しております。コミュニケーションに不安を抱える学生などに対し、インターンシップや職場実習の機会を提供し、採用後も当事者や採用企業を訪問して相談に応じ

るなど、就職の準備から職場定着まできめ細やかな伴走型支援を実施しております。

さらに新年度から、この体制を一層強化すべく、同センターに新たに障害者雇用推進員を配置いたします。推進員が直接企業を訪問して、県や国の施策を周知し、訪問企業からの相談に対応いたします。また、統括コーディネーターと連携して一貫した個別支援を実施し、障害のある方へのサポートと企業の環境整備を一体的かつ強力に推し進めてまいります。

発達障害のある方々を含め、多様な人材がその能力を発揮し、活躍できる富山県を実現するため、引き続き富山労働局など関係機関と緊密に連携しながら着実に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○副議長（永森直人）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）3問御質問いただきました。

まず、災害弔慰金等の支給に関わる審査会設置条例の件でございます。

御案内のとおり、市町村が行う災害弔慰金等の支給に当たって、自然災害により死亡または重度の障害を受けたか否かの判断が困難な場合においては、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき審査会を設置し、弁護士や医師など有識者の意見も聞きながら、災害関連死等であるか判断することになります。

災害との因果関係を審査するに当たり、例えば避難生活の状況のほか、医療や介護環境の変化などについて丁寧に把握していく必要

がありますが、同一災害であっても、市町村によって災害の態様や避難所の設置状況が異なることから、御指摘のようにそれぞれの市町村が条例により設置することが望ましいと考えております。

県内では、全市、10市ですが、審査会を設置するための条例が既に整備されているほか、条例整備の準備を進めている町もあると伺っております。また、条例整備後の審査会運営に係る課題等について市町村にお聞きしたところ、審査会の委員の選定、認定等に際して法的、医学的判断が難しい事案への対応などが挙げられました。

県としては、市町村から寄せられる、審査会の運営や弔慰金の認定に当たっての相談に対応するとともに、国や他県での過去の災害での事例などの情報提供を行うほか、今回の能登半島地震における被災者からの相談の対応状況や審査会の運営に係る事務負担等について市町村にお聞きし、各市町村において審査会が適正かつ円滑に運営されるよう、必要な支援に努めてまいります。

次に、動物愛護センターの整備でございます。

新たな、動物愛護センター（仮称）については、人と動物の触れ合いを通じた動物愛護思想の普及啓発、適正飼養や人獣共通感染症の予防に関する情報発信、災害時の対策の強化などにより、人と愛護動物の共生を推進する拠点施設となるよう整備したいと考えております。

具体的には、小学生や高齢者、障害者などを対象とした、動物との触れ合いによる動物介在活動を関係団体と連携して県内に広げていくこととしており、動物愛護について学んでもらうだけでなく、情緒の安定や癒やしの提供など、県民の健康増進やウェルビーイングの向上に資するものと考えています。

また、災害時の被災動物の救護、避難に必要な資材の備蓄、避難方法等の普及啓発などにより、災害時の対応を強化することとしております。

こうした取組を進めていくに当たっては、特に保護動物の健康管理や譲渡、地域における様々な普及啓発活動などにおいて、県獣医師会や県内で自由な発想により活動を展開している関係団体との協働と役割分担により、推進体制を構築することが必要であり、今後さらに連携を深めていきたいと思っております。

人と愛護動物の共生を推進する拠点の整備に向けて、駐車場やドッグランの確保、アクセスなど、利用者や関係者の利便性について十分考慮し、より多くの県民が親しみを持って利用いただける施設となるよう検討を進めてまいります。

最後に、オンライン診療の推進についてでございます。

人口減少、超高齢化の進展に伴い、本県も含め全国的に、都市部など一部の地域を除いて、病院だけでなく診療所医師の確保も厳しくなってきているところであります。

こうした中、オンライン診療は、在宅等で医療機関にいる医師の診療を受けられる利点があり、特にへき地医療や高齢者に対する在宅医療においては、通院や巡回診療、訪問診療による対面での診療を基本としつつ、オンライン診療を組み合わせた、より効率的な医療の提供が可能となります。

これまで、本県においても、国が定めるオンライン診療の適切な実施に係る指針の遵守を働きかけるなど、医療機関への周知に取り組むほか、令和3年度から診療に必要なタブレット端末の購入やソフトウェアの導入等への支援を実施してきており、オンライン診療

に取り組む医療機関が増加してきていると承知しております。

また、昨年12月に医療法が改正され、オンライン診療を受ける専用の施設として、オンライン診療受診施設が創設されました。施設の届出をした郵便局や公共施設等で地域住民が受診することで、患者、医療従事者共にアクセスの負担が軽減されるものと考えております。

一方で、オンライン診療は、国の指針に基づき、疾病の見落としの防止や容体急変時の対応等が徹底される必要があります。加えて、いわゆるモバイルクリニックについては、診療用車両の整備や運転手の確保等の負担を伴うという課題もございます。

県としては、引き続きオンライン診療が適切に実施されるよう、法改正の内容も含め、県民や医療機関に対する情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（永森直人）中林危機管理局長。

〔中林 昇危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（中林 昇）私からは、2つの質問にお答えします。

まず、災害へのレジリエンス向上と脱炭素化の推進についてです。

令和6年能登半島地震において、県内では大規模な停電は発生しなかったものの、災害時における円滑な避難所の運営のため、非常用電源の確保は重要と考えています。令和6年11月時点の内閣府調査によれば、県内の指定避難所において、災害時に利用可能な非常用発電機等を確保しているのは、全避難所1,036施設のうち、559施設、約54%となっています。

県では、避難所の円滑な運営を図るため、市町村と連携しながら、

非常用発電機の整備に加え、自主防災組織に対する発電機やポータブル電源等の資機材整備への支援、民間企業等との災害時応援協定の拡充を進めるなど、非常用電源の確保に努めています。

一方で、国の第1次国土強靱化実施中期計画では、地域における防災力の一層の強化として、避難所等における再生可能エネルギー等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築を掲げています。

県内の指定避難所、庁舎では、導入促進の補助制度を活用し、再生可能エネルギー導入の事例もあり、県、市町村等の各避難所の施設管理者において、新築や大規模改築の際には、施設の本来の機能、用途に、レジリエンス向上と脱炭素化の視点も踏まえ、建設費や将来的な経費軽減の観点から検討されるものと承知しております。

今後とも、カーボンニュートラルや国土強靱化の推進のため、関係部局、市町村等とも連携し、再生可能エネルギー等を含む災害に強い電源の確保の取組を進めてまいります。

次に、林野火災の注意報、警報の周知強化、避難対策の充実についてです。

昨年2月の大船渡市の林野火災を受け、消防庁は、市町村が条例を制定する際の参考とする火災予防条例（例）の一部改正を行い、気象の状況が注意を要する場合や危険な場合に、林野火災注意報や林野火災警報を的確に発令することなどを定めました。これを受けて、県内全ての消防本部において運用が開始されています。

制度周知については、市町村や消防機関の広報誌やSNS、県ホームページなどを活用して取り組むとともに、注意報の発令時には、市町村等において車両巡回や防災行政無線、SNSなどにより周知

を行います。警報発令時は、県も富山防災WEBなどを通じ、周知を行うことにしております。

林野火災における住民避難については、消防庁通知に基づき、県からも、災害情報伝達手段の多重化、多様化を推進すること、住民参加による避難訓練等を実施することを消防本部に通知し、林野火災に対する住民の防災意識の向上を図り、その実効性を高めるよう促しています。

また、県では市町村と連携し、総合防災訓練において、様々な大規模災害が発生したことを想定した避難訓練にも取り組んでいます。万が一、林野火災が発生した場合は、必要に応じ、市町村消防相互応援協定に基づく応援要請や県の消防防災ヘリコプターの出動など、林野火災における広域応援体制を整備しています。

県では、市町村や消防と連携し、まずは林野火災が起きないように、制度周知や発令時の情報発信に取り組み、総合防災訓練などを通じ、大規模災害時の避難対策の充実に取り組んでまいります。

○副議長（永森直人）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは、住宅確保要配慮者の居住確保についてお答えいたします。

本県では、住宅セーフティネット法に基づきまして、住宅確保要配慮者が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、居住支援法人や不動産関連団体、市町村などと富山県居住支援協議会を設置しております。

この協議会では、会員相互の勉強会を通じ、国の支援制度や各居住支援法人の活動を紹介しております。来月、4月には、提供する

サービスをまとめたリーフレットを県内の福祉関係窓口などに配布いたします。

この協議会に所属する居住支援法人は、入居希望者の意向を踏まえ、市町村や社会福祉協議会などの窓口と大家をつなぐ重要な役割を果たしております。具体的には、入居前の相談や、高齢者などの要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅、また、法改正に伴い創設された入居中の見守り支援などを行う居住サポート住宅の案内などに取り組んでおられます。

県では、今年度11月に開催しました協議会などを通じまして、各法人から現状と課題を伺っております。具体には、要配慮者へのきめ細やかな対応を行うため、持病や介護などの状況に応じ、市町村などからの情報提供が必要であること、また、入居前の相談や見守り、緊急対応などの業務には、国の補助が得られるものの、安定した運営管理費の確保が必要なこと、困窮する高齢者などから十分な対価を得ることが容易ではないことなど、切実な声を伺っております。

県としましては、引き続き居住支援協議会において、市町村をはじめ関係者相互の連携促進に努めるほか、法人運営に必要な支援を国に働きかけるなど、将来に向け居住支援体制の充実に取り組んでまいります。

以上であります。

○副議長（永森直人） 広島教育長。

〔広島伸一教育長登壇〕

○教育長（広島伸一） 修学旅行費についての質問にお答えいたします。

修学旅行は、学習指導要領に定めます特別活動の中の学校行事に

位置づけられまして、生徒が日常と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しみますとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての経験を積むことを狙いにしておりまして、各学校が生徒や保護者の希望を聞きながら、日程や旅行先等の計画を立てて実施しております。

修学旅行費についてでございますが、現在、本県におきましては、修学旅行に要します交通費や宿泊費に充てるため、中学校入学後に毎月積み立てる形で保護者から集金しているのが一般でございます。一方、経済的な理由により就学が困難な要保護者や準要保護者に対しては、法の規定に基づきまして、修学旅行費を支援しているのが現状です。

議員から御指摘もございましたが、近年、物価高騰による燃料費や人件費の上昇により、保護者が負担する修学旅行に係る費用は増加傾向にございまして、こうした中、他の都府県の一部の区市町村で修学旅行費を無償化している自治体があると聞いております。これにつきましては、物価高騰対策、また、子育て支援策として、それぞれの実情に応じて行われていると理解しているところです。

県内の市町村立学校における修学旅行費の支援につきましては、やはりまずは、学校の設置者である市町村が保護者の経済的負担の実態、修学旅行の内容、また、学校の事務負担の現状、先行自治体の状況なども把握した上で、検討される必要があると考えているところでございます。

○副議長（永森直人）以上で佐藤則寿議員の質問は終了しました。